



オムスワは Okayama Medical Social Worker Association の頭文字の略語です。

岡山県医療ソーシャルワーカー協会事務局：玉島病院内 倉敷市玉島乙島 4030

<http://www.omswa.org/>

青い空と入道雲の季節がやってきました。

マスクが欠かせない、いつもと違う夏なので、体調管理には十分気を付けましょう。



## 🌻 2020年度年報投稿論文募集のお知らせ

2020年度年報「岡山県医療ソーシャルワークV〇1. 27」に掲載する論文を募集します。

投稿希望者は、まず下記の投稿規程をご確認の上、8月14日(金)必着で「論文タイトル」「執筆する会員の所属機関と氏名」「共同研究者の所属機関と氏名」を郵送またはFAXにて送付してください。(任意の用紙に記入) ふるってご応募ください。

論文草稿の提出は9月末までをお願いします。

尚、論文審査会の審査を経て、掲載可否等を決定することになりますのでご了承ください。

応募先：倉敷中央病院 医療福祉相談室 長瀬紀子

送付先：〒710-8602 倉敷市美和 1-1-1 FAX：086-422-5021

### 岡山県医療ソーシャルワーカー協会年報投稿規程

1. 寄稿者は岡山県医療ソーシャルワーカー協会 A 会員である者に限る。  
但し、A 会員を中心とした共同研究については A 会員以外の者を含むことができるが A 会員以外の者の職種・所属を記載しなくてはならない。
2. 投稿原稿は、和文及び英文の総説、原著、症例及び短報で、他紙及び他学会等に未発表のものに限る。
3. 投稿論文掲載の可否は論文審査会で決定する。論文審査会は、会長・副会長・事務局長・広報出版理事等で構成する。
4. 3. 以外の原稿の採択及び掲載様式は広報出版部で決定する。

なお、論文執筆にあたっては、年報「OMSWA 岡山医療ソーシャルワーク」および、協会ホームページに掲載している執筆要綱をご確認ください。



## 事務局からのお知らせ

### 【2020年度第1回理事会報告（6月19日開催）】

日時：6月19日(金)19:00~20:00

ZOOMにてオンライン開催

議事：1. 各部事業報告・計画

研修部…オンラインでの研修開催について

広報部…協会ニュースについて、オムスワ発送作業について

財務部…財務報告等

2. 今後の理事会運営について

理事会及び研修会のオンライン開催について

3. その他

新型コロナウイルス感染症に関する会員現状調査について

被災者見守り・相談支援ネットワーク会議について

専門職・アドバイザー派遣事業登録について



### 【会員の異動】

#### 【新入会員紹介】

ホームページ上では掲載していません。

各施設にお送りしたオムスワ7月号をご覧ください。

### 【会員名簿について】

会員名簿を同封しています。

間違いや訂正が必要な箇所がありましたら、事務局までご連絡ください。

☆今月の担当は、中野（倉敷記念病院）、田中（渡辺胃腸科外科病院）、岡部（玉島中央病院）でした。

8月号の担当は、安保（梶木病院）、日高（岡山大学病院）、櫻井（榊原病院）です。

尚、原稿を依頼される場合は、安保（梶木病院）のメールアドレスまでお送り下さい。

締め切り 7月20日（月）必着 安保 renkei@kajikihp.or.jp



## 役に立つ豆知識

### 診療報酬PART2 ー紹介状なしで一定以上の病院を受診した際の定額負担についてー

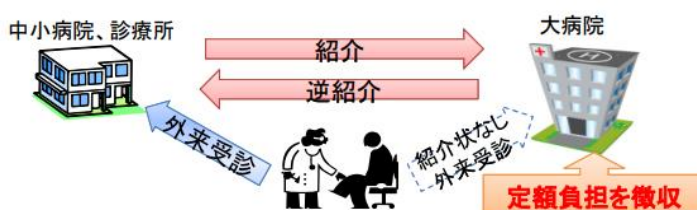
外来医療の機能分化を推進する観点から、紹介状なしで一定規模以上の病院を受診した際の定額負担について変更がありました。

- (1) 紹介状なしで受診した患者から定額負担を徴収する責務がある医療機関の対象範囲の拡大
- (2) 定額負担を徴収しなかった場合の事由について、報告を求められる

※(2)については、(1)以外の病院であって、特別の料金を徴収する医療機関も対象

改定前（対象病院）	改定後（対象病院）
特定機能病院及び許可病床数400床以上の地域医療支援病院	特定機能病院及び地域医療支援病院（一般病床200床未満を除く）

選定療養 定額負担 設定金額 (下記基準の病院が決めた額)			
初診 (紹介状なし)		外来診療料(再診) (※にも関わらず受診)	
医科	5,000円以上	医科	2,500円以上
歯科	3,000円以上	歯科	1,500円以上



※再診の場合は、一般病床200床未満又は診療所に対し文章で紹介を行う申し出を行ったにも関わらず受診

#### 定額負担除外対象者

##### 【緊急その他やむを得ない事情がある場合】

- ・ 救急の患者
- ・ 国の公費負担医療の対象患者
- ・ 地方単独の公費負担医療の受給対象者（事業の趣旨が特定の障害、特定の疾病等に着眼しているものに限る）
- ・ 無料低額診療事業実施医療機関における当該制度の対象患者
- ・ エイズ拠点病院における HIV 感染者

##### 【その他、定額負担を求めなくて良い場合】

- (1) 自施設の他の診療科を受診している患者
- (2) 医科と歯科の間で院内紹介された患者
- (3) 特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示を受けた患者
- (4) 救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者
- (5) 外来受診から継続して入院した患者
- (6) 地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する患者
- (7) 治験協力者である患者
- (8) 災害により被害を受けた患者
- (9) 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- (10) その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者

##### 【経過措置】

自治体による条例制定が必要な公的医療機関については、条例を制定するまでの期間を考慮し、6か月間（令和2年9月30日まで）の経過措置が設けられています。